

活動成果報告書

平成29年度（第21回）「チヨダ地域保健推進賞」

<p>活動テーマ 富士地区難病地域対策 ～在宅難病患者的災害時支援について～</p>	
<p>応募グループ名称及び氏名（グループの場合は代表者名） 富士健康福祉センター 医療健康課 代表者：藤田 登志美</p>	
<p>勤務先：静岡県富士健康福祉センター （静岡県富士保健所） 所 属：医療健康課 所在地：〒416-0906 静岡県富士本市場441-1 TEL：0545-65-2156 FAX：0545-65-2288</p>	

◇活動方針

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成27年1月施行）第32条により、都道府県等は、関係機関等により構成される協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、難病の患者への支援体制の整備を図ることが求められている。

このため当保健所では、管内（富士宮市及び富士市）の医療、訪問看護、消防、市（保健・障害福祉担当）、患者団体等による富士地区難病対策地域協議会を平成28年7月に設置した。初回会議（同年7月）において、「在宅療養中の難病の患者への支援における富士地区の重要な課題は、実効性のある災害時の要配慮者個別計画の作成であり、県、市、医療機関、訪問ステーション等が協働して取り込む必要がある」との共通認識が得られ、活動方針の基となった。

平成29年度には、本人及び家族の同意が得られた患者について、官民が連携して個別支援計画を作成することに取り組み、具体的なモデルケースを通じて、富士地区の在宅の難病の患者の災害時における支援の道筋を立てることへとつながった。

◇活動内容

平成28年度の活動内容

年月日	項目	内容・参加者
平成28年7月6日	第1回富士地区難病対策地域協議会	テーマ「情報共有、課題の抽出と検討」 医療機関・消防本部・訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・患者団体・市関係課（障害福祉・介護保険・健康対策）・保健所・県難病対策主管課 計26名

活動成果報告書

年月日	項目	内容・参加者等
平成 28 年 10 月 9 日	難病医療講演会	テーマ「難病患者と災害対策」 患者・患者家族・訪問看護師・ケアマネジャー等 計 66 人
平成 28 年 10 月 19 日	訪問看護事業所との意見交換会	テーマ「管内の在宅難病患者に関する災害対策の実情・課題・今後の取組みについて」 訪問看護事業所・保健所・県難病対策主管課 計 23 人
平成 29 年 3 月 12 日	ビデオ研修会	テーマ「東日本大震災といわき病院 ー災害時の対応についてー」 医療機関・訪問看護事業所・保健所・県難病対策主管課 計 58 人
平成 29 年 3 月 15 日	第 2 回富士地区難病対策地域協議会	テーマ「富士地区の神経難病患者の災害支援対策を考える」 医療機関・訪問看護事業所・市関係課・保健所・県難病対策主管課 計 22 人

平成 29 年度の活動内容

年月日	項目	内容・参加者等
平成 29 年 6～8 月	災害の備えアンケート	管内 A L S 患者に対する実態調査 対象者：19 人、内容：食料・薬・予備バッテリー・自家発電機などの配備状況、非常時の連絡方法、避難場所、訓練実施状況、心配事項など 20 項目
平成 29 年 6 月 16 日 ～9 月 22 日 (4 回)	個別計画作成ワーキング	管内在住の人工呼吸器装着中の難病患者をモデルケースとした災害時個別支援計画策定
平成 29 年 8 月 31 日	県総合防災訓練に参加	上記モデルケースの支援計画を踏まえた、安否確認訓練実施
平成 29 年 11 月 18 日	倫理検討研修	テーマ「在宅ケア従事者として、事業主として、どこまで支援すべきか、できるのか」 訪問看護事業所・居宅介護事業所・市・保健所 計 38 人
平成 29 年 11 月 29 日	県保健所難病担当者会議	当所の在宅難病患者の災害時支援に関する活動報告
平成 30 年 1 月 23 日 (予定)	富士地区難病対策地域協議会	テーマ「活動報告および今後の活動方針の協議」 医療機関・消防本部・訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・患者団体・市関係課(障害福祉・介護保険・健康対策)・保健所・県難病対策主管課 計約 30 人の見込み
平成 30 年 2 月 23 日 (予定)	緊急時応急訓練	テーマ「在宅人工呼吸器装着患者の緊急時の応急処置について」バッテリー交換、蘇生バッグ使用

活動成果報告書

◇活動成果

1 課題等の情報共有及び共通認識

在宅療養中の難病の患者に関わる多機関の多職種が一堂に会すことで、お互いの関わりやその中での疑問、課題等について情報共有できた。また、連携・協働しながら優先的に取り組むべき地区の課題が、「在宅人工呼吸器装着中の筋萎縮性側索硬化症患者（在宅ALS患者）などの、医療依存度の高い難病患者の災害時支援対策」であることを、参加者同士で共有認識した。

2 自助・共助・公助の理解促進

自宅の耐震診断、非常持出し品や薬の準備、非常時の連絡方法の確認などの「自助行動」、近隣や自治会等との「共助体制」、行政機関が主となる「公助の仕組」について、難病の患者及び家族の理解が促進された。

3 官民協働による災害時対策の推進

次のことについて、関係者の理解が得られた。

- ・官民連携・協働による災害時対策のうち、個別計画作成などの具体的対策の推進の中心的な役割を、在宅医療を要する難病の患者等の身近な存在である訪問看護師やケアマネジャーが担う
- ・保健所は必要時に技術的支援や検討の場の提供をする役割を担う
- ・市は地域全般の災害時支援施策整備の推進を担う

4 災害時支援者（スタッフ）の意識向上等

在宅医療や介護に関わる一人ひとりが、従事中に被災した場合に、その場でどう行動するかなどについて自覚不足が確認され、研修会参加後には、各事業所から本事業に積極的に連携・協働していくとの意思表示がなされるほど、積極的な姿勢を導き出すことができた。具体的には、29年度内に人工呼吸器のバッテリー交換や蘇生バッグ使用等の応急処置の研修会を開催することになった。

また、自助・共助の観点から、患者や家族の被災時に関する意識や意向等の実態を、事業所として把握する必要性があることが明らかになった。

5 継続的な活動の計画と実施

管内における要配慮者の個別支援計画の策定が進んでいない中で、まず、医療機器やケアへの依存度が高い人工呼吸器装着者などの支援体制を構築していくことは、地域全体の地域包括ケア体制の構築へとつながっていくとの共通の長期目標が得られた。また、平成29年度は、モデル事例の支援計画作成ワーキングや安否確認訓練、倫理研修会を計画のとおり実施するとともに、平成30年度以降の具体的活動内容については、関係者間で課題共有、評価改善等について協議の上、推進していく方針である。

6 先駆的な活動の事例報告

本活動について、県内本庁及び各保健所担当者が集まる会議で、先進的事例として報告した。

◇今後の計画

1 個別計画作成の拡充

2 上記の個別計画の内容に合わせた訓練計画と実施

3 市や訪看等関連機関との連携強化によるその他の難病対策上の課題への取り組みと、地域包括支援体制の構築

4 上記の1～3を実行するための人材育成研修

5 富士地区難病対策地域協議会の継続による事業評価と方針の見直し